七　連合会の子会社である法第八十七条の二第一項第六号から第八号まで（これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる会社による株式等の取得

八　［略］

２　［略］

（連合会による認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十二条　連合会は、法第八十七条の二第四項（同条第六項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び法第百条第一項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ　当該連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　［略］

四　当該認可に係る認可対象会社（法第八十七条の二第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条並びに第五十一条第一項第十号及び第十一号において同じ。）に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　略］

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計画書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　［略］

［五・六　略］

２　［略］

３　前二項の規定は、法第八十七条の二第五項ただし書（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の認可について準用する。

４　法第十一条の八第三項の規定は、第一項第五号及び第二項第一号（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（連合会における子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第三十三条　法第八十七条の二第九項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、次に掲げる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十七条の七第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。

［一～五　略］

（連合会による連合会グループの経営管理の内容等）

第三十三条の二　法第八十七条の二の二第二項第一号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方針として主務省令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一　連合会グループ（法第八十七条の二の二第一項に規定する漁業協同組合連合会グループ（法第百条第一項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、水産加工業協同組合連合会グループ）をいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二　災害その他の事象が発生した場合における連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

七　連合会の子会社である法第八十七条の二第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社による株式等の取得

八　［同上］

２　［同上］

（連合会による認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十二条　連合会は、法第八十七条の二第四項（法第八十七条の二第六項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　当該連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　［同上］

四　当該認可に係る認可対象会社（法第八十七条の二第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　同上］

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計画書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　［同上］

［五・六　同上］

２　［同上］

３　前二項の規定は、法第八十七条の二第五項ただし書（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可について準用する。

４　法第十一条の八第三項の規定は、第一項第五号（前項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（連合会における子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第三十三条　法第八十七条の二第八項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、次に掲げる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十七条の七第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。

［一～五　同上］

［条を加える。］